

保護具着用管理責任者研修

開催のご案内

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要になりました。（※令和6年4月1日施行）

同責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の方から選任していただくほか、**選任できない場合は**通達で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を受講した者から選任しなければならないとされています。また、**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者として選任を受けた方**についても、同教育を受講することが望ましいとされています。

なお、本研修は清水労働基準協会との合同開催となりますので、受講者が多くなることが予想されます。早めの申し込みをお願い致します。

静岡労働基準協会

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
9:00～17:00	静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 〒420-0853 静岡市清水区島崎町 223

※駐車場は、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻5分前までに受付けを済ませ着席のこと。

2. 受講料（テキスト代及び消費税を含む）

当協会会員	14,000円	非会員	15,000円
-------	---------	-----	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。

受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

3. 講習カリキュラム（計6時間）

(1) 保護具着用管理	0.5時間（30分）
(2) 保護具に関する知識	3時間（180分）
(3) 労働災害の防止に関する知識	1時間（60分）
(4) 関係法令	0.5時間（30分）
(5) 保護具の使用方法等	1時間（60分）

4. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)

※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。

- (2) 受講申込書を作成し、FAX で送付してください。(FAX 054-253-7613)

※FAX の到着順に仮受けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票を FAX でお送りします。

※受講料は、遅くとも受講開始日 2 週間前までに納入してください。

- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。

また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書を FAX で事務局までお送りください。

※キャンセルの場合は受講開始日 1 週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日 2 日前までに事務局までご連絡ください。

5. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

6. 修了証の交付 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

7. 携行品 受講票、筆記用具、昼食（近隣の食堂及びコンビニ等が利用できます。）
※テキストは当日会場でお渡しします。

8. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠 3 丁目 1-20

サンパレス鷹匠 102 号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613